

開発行為申請者(事業者)の皆様へのお知らせ

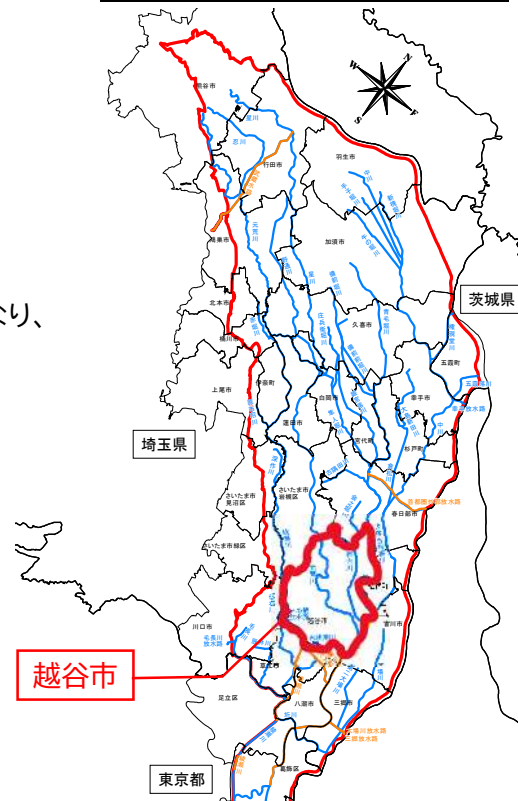
1. はじめに

- 本市を含む中川・綾瀬川流域は、令和 6 年 3 月 29 日に「特定都市河川浸水被害対策法(以下、法)」の特定都市河川に指定され、
令和 7 年 7 月 1 日より法が全面的に適用されます。
- 法が適用されると、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う
1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為(土地の締め固めや開発などにより雨水が地盤に染み込みにくなる行為)**をする者は、市長の許可が必要**になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。

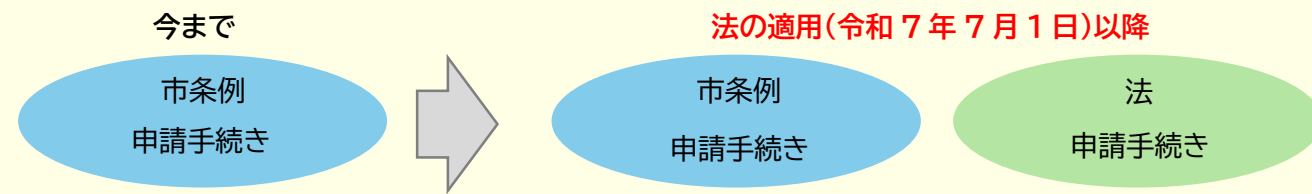
2. 法と条例の併存

- 現在、本市では、500 m²以上の開発行為等を行う場合、「越谷市まちの整備に関する条例(以下、市条例)」に基づき、開発者へ雨水流出抑制施設の設置を義務付けています。
- 令和 7 年 7 月 1 日からは、行為の内容や対象とする面積により、**法と市条例の申請手続き**が必要になります。

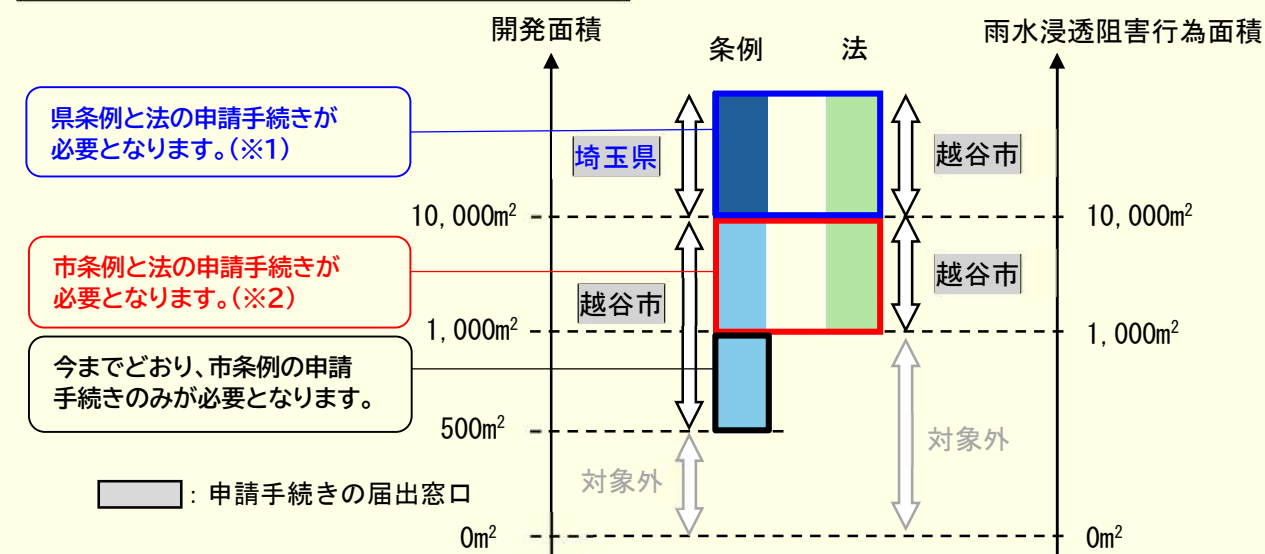
特定都市河川(中川・綾瀬川流域)



法と市条例の併存



行為の内容や対象とする面積に応じた申請手続き



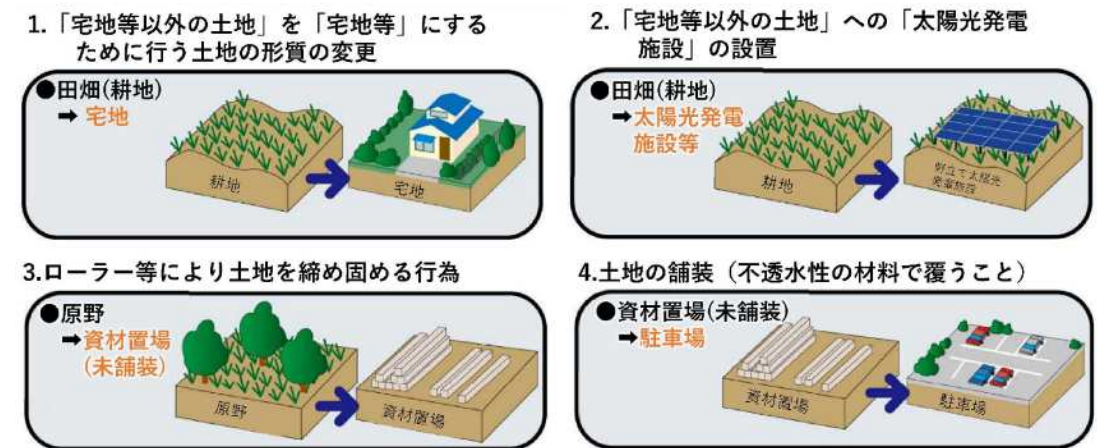
※1 県条例の申請手続きが不要の場合には、市条例の申請手続きが必要となります
※2 市条例の申請手続きが不要の場合でも、法の申請手続きが必要となる場合があります

～特定都市河川浸水被害対策法の申請手続きが必要となります～

3. 雨水浸透阻害行為(法第 30 条)

- 宅地等以外の土地において、1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為をする者は、法第 30 条に基づき、市長の許可が必要となります。
- 雨水浸透阻害行為とは、田畑(行為前の土地)を宅地(行為後の土地)にする場合や土地を締め固める場合など、雨水が地盤に染み込みにくなる行為です。
- 土地利用の用途を変更せず、未舗装の駐車場・資材置場を舗装する場合なども、雨水浸透阻害行為となります。
※市条例の申請手続きは不要ですが、対象規模を超える場合は、法の申請手続きが必要となります。
- 行為前の土地が宅地等(宅地、道路、水路など)の場合は、雨水浸透阻害行為に該当しません。

雨水浸透阻害行為



4. 雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為 (政令第7条・ガイドライン)

- 通常の管理行為、軽易な行為
(1) 主として農地又は林地を保全する目的で行う行為
(2) 既に舗装されている土地において行う行為
(3) 仮設の建築物等(建築物その他の工作物をいう。)の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(1) 災害直後において緊急かつ応急的に行われる仮復旧等
- 法第30条適用(令和 7 年7月1日)までに次のいずれかに該当する行為
(1) 既に工事に着手している行為
(2) 都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
(3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為
(4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

開発行為申請者(事業者)の皆様へのお知らせ

5. 申請手続きのフロー

- ・法の申請手続きは、①事前相談、②許可申請(許可)、③工事着手～完了(標識設置)の段階に分けられます。
- ・法の申請手続きが不要な場合でも、市条例、県条例の申請手続きが必要となる場合がございます。
- ・市条例については、「越谷市まちの整備に関する条例(雨水流出抑制施設の設置)」(越谷市 HP 掲載)を、県条例については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き」(埼玉県 HP 掲載)をご参照ください。

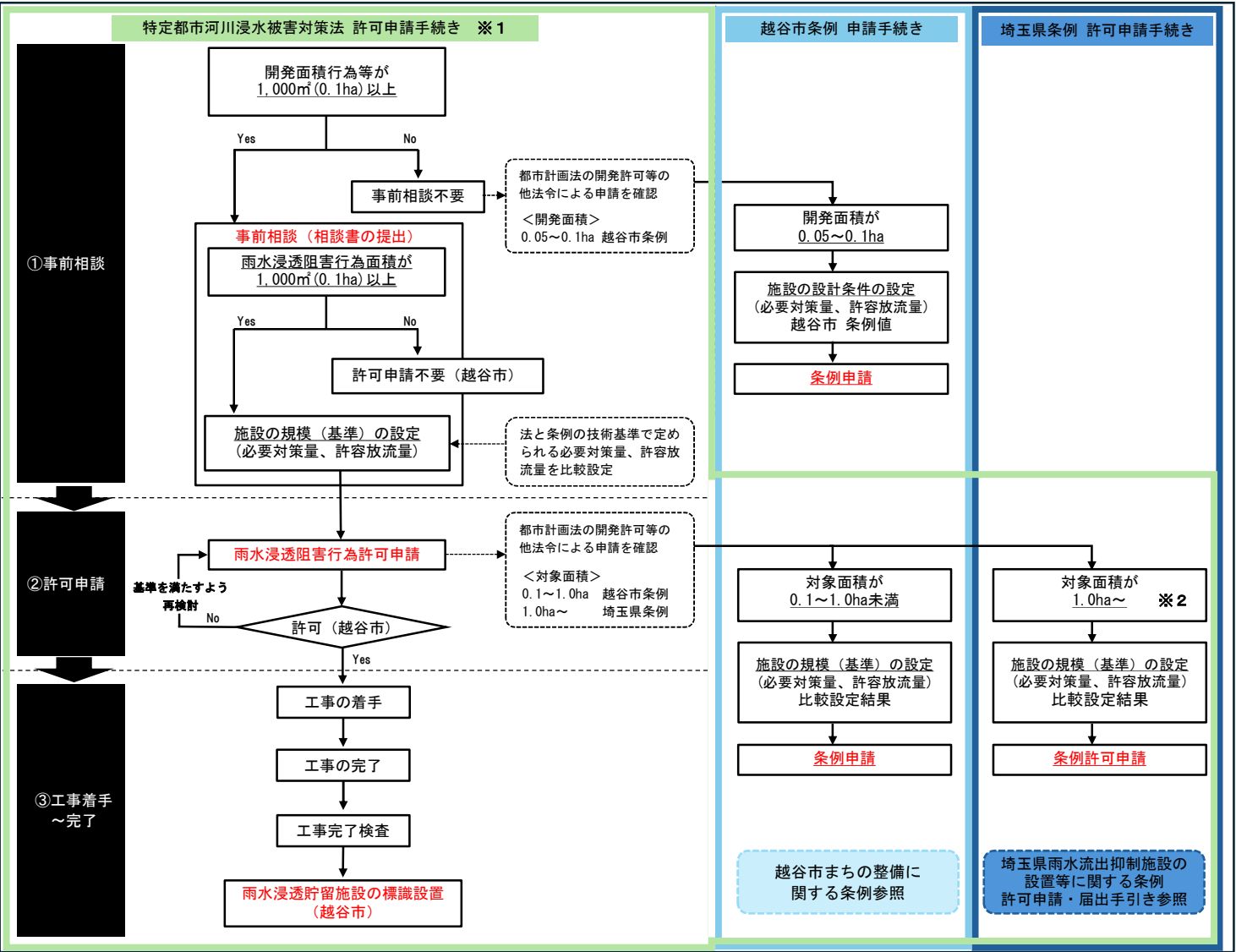


市条例



県条例

法の申請手続きフロー



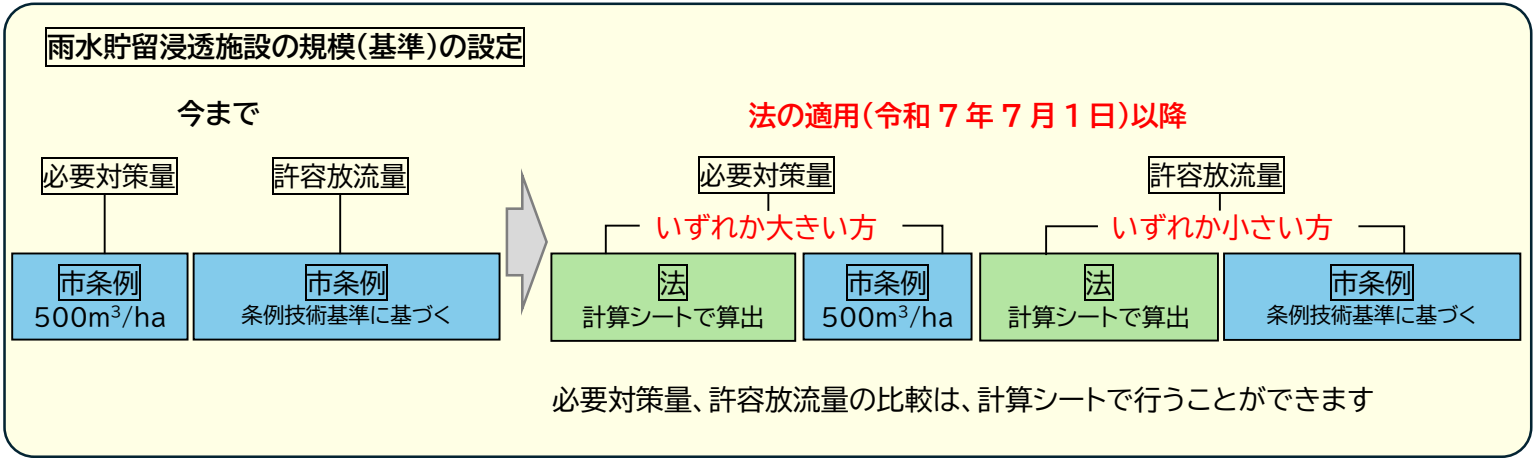
※1 市条例の申請手続きが不要の場合でも、法の申請手続きが必要となる場合があります

※2 県条例の申請手続きが不要の場合には、市条例の申請手続きが必要となります

～特定都市河川浸水被害対策法の申請手続きが必要となります～

6. 施設の規模(必要対策量、許容放流量)

- ・法の適用後は、法と市条例を比較し、必要対策量については、大きい方を、許容放流量については、小さい方を用い、基準を満たす施設の整備が必要となります。



7. 問い合わせ先

- ・法による雨水浸透阻害行為の申請手続きおよび相談窓口は、越谷市建設部河川課までお願いします。

内 容	問い合わせ先	連絡先(TEL)
申請手続きに関すること (法・市条例)	越谷市 建設部 河川課	048-963-9203

- ・その他の問い合わせ先は下記までお願いします。

内 容	問い合わせ先	連絡先(TEL)
申請手続きに関すること (県条例)	埼玉県 河川砂防課 計画調査・流域治水担当	048-830-5162
特定都市河川浸水被害対策法の適用に関すること	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課 総合治水係	04-7125-7318
特定都市河川浸水被害対策法 または制度全般に関すること	国土交通省 関東地方整備局 流域治水推進サポートセンター	048-601-3151

